

電算労コンピュータ関連労働組合
執行委員長 小林 寛志

同 東和システム支部
執行委員長 小番 孝也

要 求 書

1. 年末一時金

- 1) 支給方式は下記の通りとすること。
(基本給+職務手当+技術手当) * 3.0ヶ月
- 2) 支給日を12月1日(金)とすること。
- 3) 査定幅および査定基準を明示すること。
- 4) マイナス査定の場合は必ず対象者に説明すること。
- 5) ±30%以上の過剰な査定を廃止すること。
- 6) 組合員対象者数および平均支給額を明示すること。
- 7) 査定者数の内訳、分布状況を明示すること。
- 8) 賞与の原資総額、賞与支給総額を明示すること。

2. 高齢者雇用安定法の趣旨に沿って、定年を65歳まで延長し、60歳以上の労働条件を維持すること。

3. 年休制度の改善

- 1) 年休取得状況(消化率の分布)を明らかにすること。
- 2) 年休取得を個人単位で計画、実施させること。
- 3) 半休制度を実施させること。

4. 年齢給テーブル一覧、職能給テーブル一覧を社内ホームページに掲載すること。

5. 2018年の有給奨励日を下記の通り設けること。

5月 1日(火)

5月 2日(水)

6. 毎年、手交する労働協約の内容を給与規定に反映し、変更すること。

課長職及び相当職の職位にあるものに対し、超過勤務手当の定額払として同人の基本給の20%に相当する金額を支給する。なお、超過勤務手当の月額が同人の基本給の20%以上である場合、計算された超過勤務手当を支給する。

7. 回答指定日 10月26日(木)

以上